

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (第 19 回：平成 25 年 9 月末時点)

《調査の目的》

- 食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）が、食品の安全性の確保に関する施策（リスク管理措置）に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関（リスク管理機関）の施策の実施状況を監視するための調査を行っているもの。

なお、本資料における品目数は、リスク管理機関ごと、また必要となるリスク管理措置ごとにカウントしている。

《調査対象》

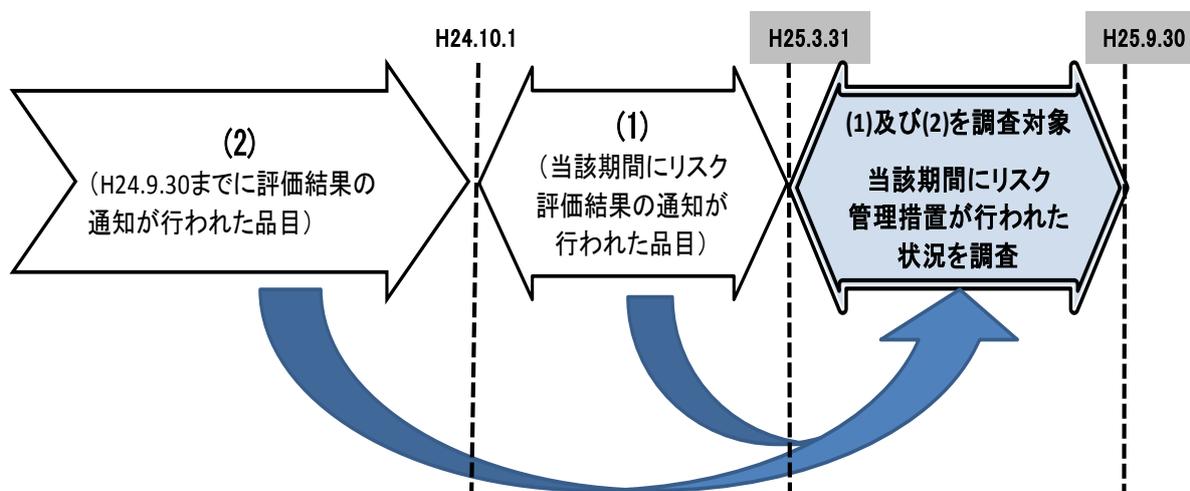
- 本調査は、
(1) 平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の間に、リスク管理機関に対して評価結果の通知を行った品目（9 分野、122 品目）

添加物 6 品目、農薬 54 品目、動物用医薬品 33 品目、化学物質・汚染物質 4 品目、器具・容器包装 1 品目、プリオン 3 品目、遺伝子組換え食品等 8 品目、肥料・飼料等 12 品目、その他 1 品目

- (2) (1) 以前に評価結果の通知が行われたが、平成 25 年 3 月末時点（第 18 回調査）において、具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（9 分野、123 品目）

添加物 2 品目、農薬 43 品目、動物用医薬品 24 品目、化学物質・汚染物質 37 品目、微生物・ウイルス 2 品目、かび毒・自然毒 4 品目、新開発食品 2 品目、肥料・飼料等 5 品目、その他 4 品目

を対象とし、平成 25 年 9 月 30 日時点の施策の実施状況について調査を行った。



《調査方法》

- 調査は、リスク管理機関から、対象の品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」（以下「調査シート」という。）による報告（平成 25 年 9 月 30 日現在）を受けて、「食品影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査」における重点的確認事項について（別紙）に基づいて行った。

《施策の実施状況》

今回の調査対象品目（245 品目）のうち、62 品目について措置が講じられていた。

【参考資料 1 - 1】

1 リスク管理措置が講じられた品目

いずれも適切なリスク管理措置がなされていた。

【参考資料 2】

2 リスク管理措置まで至っていない品目

リスク管理措置の対応状況の区分が途中段階（(B)～(G)）にある品目（参考資料 1 - 2）については、いくつかはリスク管理措置に向けた進捗が見られた。

【参考資料 1 - 1、1 - 2】

- ア) ①前回調査（平成 25 年 3 月現在）での滞留品目※、②そのうち進捗が見られた品目、③新たに滞留品目となった品目、④今回の調査での滞留品目は、下表のとおりである。

※過去 1 年以上リスク管理措置の検討に進捗が見られない品目

	① 前回調査での滞留品目数	② 進捗した品目数（減少数）	③ 新たな滞留品目数（増加数）	④ 今回調査での滞留品目数（①-②+③）
農薬	10 品目	1 品目	5 品目	14 品目
動物用医薬品	20 品目	2 品目	0 品目	18 品目
肥料・飼料等	2 品目	0 品目	0 品目	2 品目
化学物質・汚染物質	30 品目	0 品目	2 品目	32 品目
かび毒・自然毒	4 品目	0 品目	0 品目	4 品目
その他	0 品目	0 品目	2 品目	2 品目
計	66 品目	3 品目	9 品目	72 品目

- イ) 今回、新たに滞留品目となった 9 品目（上表③）の理由は、残留基準設定に必要な資料の収集に時間を要している（農薬：シプロジニル等）、他機関の検討・データ等の入手待ちとなっている（農薬：アセフェート）、食品安全委員会へ再評価を依頼する予定（農薬：ホスメット）等であった。

3 ヒアリング対象品目の検討

2の品目について、「『食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査』における重点的確認事項等について」（以下、「重点事項」という。）に基づいて確認したところ、今回のヒアリング対象品目はなかった。 【参考資料3】

(1) 農薬

「評価結果が現状より厳しいリスク管理措置を求める内容となっている。」「暴露状況に関して不確実な要素がある。（国内登録があり、摂取量調査が行われていない。）」の2つのいずれの条件（以下「2つの条件」という。）にも該当するものは、クロルピリホスであり、平成25年11月にヒアリングを実施。ヒアリング実施品目は、一年以上進捗がない場合にヒアリングを行うこととなっており、今回はヒアリング対象外。

(2) 動物用医薬品

上記2つの条件に該当するのは、カナマイシン、プロチゾラムであり、同様に平成25年11月にヒアリングを実施しており、今回はヒアリング対象外。

(3) 肥料・飼料等

上記2つの条件に該当するものはなかった。

(4) 化学物質、汚染物質

清涼飲料水の規格に係る32品目のうち、評価結果の通知から既に3年を経過しているものは28品目である。

しかしながら、これらを含む29品目について、平成26年1月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、基準案が了承されており、検討が進んでいることから、ヒアリングの対象としない。

（このうち抱水クロラール、1,1-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル、二酸化塩素については、基準を設定しないこととされた。）

(5) その他

デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)及び食品に含まれるトランス脂肪酸について、リスク管理機関において一定の対応が行われており、ヒアリング対象品目としない。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査」における 重点的確認事項等について

1 重点的に確認を行う品目

(1) 措置済みとなった品目

評価結果に基づいた措置となっているかどうかを確認する。

(2) リスク管理措置の検討に進捗が見られない品目

ア 対応状況の確認

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シートの「リスク管理措置の実施状況調査時点と対応状況」欄の記述において、以下の①又は②に該当する品目（滞留品目）であるかを確認する。

- ① 調査時点で、評価結果通知から1年以上経過しているにもかかわらず、対応状況が「審議会等の準備中」（F）又はそれより前の「その他」（G）の段階にある品目。
- ② 「審議会において審議中」（E）以上の段階にあるが、1年以上同じ段階にあり、進捗が見られない品目。

イ 食品の安全性確保の観点からの確認

アの①又は②に該当する品目は、食品の安全性確保の観点から、次の（ア）及び（イ）について確認する。

（ア）評価結果が、現状より厳しいリスク管理措置を求める内容となっている。

例）・新たなリスク管理措置を講じるための評価である

- ・新たに遺伝毒性発がん物質と評価された
- ・「暫定基準」がある場合で、評価結果に含まれるADI が、「暫定基準」策定時に参考とされたADI より下がっている 等

（イ）暴露状況に関して不確実な要素がある。

例）・国内登録がある（暴露が想定される）

- ・厚生労働省等による摂取量の調査が行われておらず、暴露量が不明である
- ・過去の摂取量調査において検出があった 等

2 確認結果を踏まえた対応

(1) リスク管理機関への連絡

1の(2)のアの①又は②に該当する品目（滞留品目）は、対応状況を確認し

た上で、食品安全委員会に報告し、審議結果についてリスク管理機関へ連絡する。

(2) 食品安全委員会におけるヒアリング

1の(2)のアの①又は②に該当する品目であって、同イの(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもののうち、

- ①「遺伝毒性発がん物質である等、リスク管理措置の遅れにより健康影響の可能性が必ずしも低いと推定できない品目」は、評価結果通知後1年を超えた品目
- ②それ以外の、「リスク管理措置が遅れることによる健康影響の可能性が低いと推定される品目」は、評価結果通知後3年を超えた品目

については、食品安全委員会において、リスク管理機関から、暴露状況、措置が遅れている事情及び現在の進捗状況、措置が講じられる時期の目途について、原則としてヒアリングを実施する。

ヒアリング実施後、さらに1年以上進捗が見られない場合は、再度ヒアリングを実施する。

(3) 勧告・意見申出

上記(1)のヒアリング結果を踏まえ、リスク管理機関に対する措置を以下により講ずる。

- ①リスク管理措置が遅れることによる健康影響の可能性が看過できない品目は、食品安全基本法第23条第1項第4号に基づく勧告
- ②その他、健康影響の可能性の大きい品目は、同項第5号に基づく意見申出

分野別のリスク管理措置 実施状況

(調査品目数)

状況	分野	添加物	農業		動物用医薬品				化学物質・汚染物質		容器・包装	微生物・ウイルス	プリオン	かび毒・自然毒	遺伝子組換え食品等	新開発食品		肥料・飼料等	その他	計	
			合計	うちポジティブリスト関係	合計	うちポジティブリスト関係	薬事法関係	その他(c)	左記以外(注3)	合計						うち清涼飲料水関係	合計				うち特定保健用食品
			リスク管理措置を講じたもの(A)	4 (1)	6 (24)	2 (2)	8 (4)		8 (4)												
一部措置済み(A')				(1)		(1)						(2)						(2)	(5)		
審議会等から答申(B)		(2)		(1)	(1)														(3)		
消費者庁との協議を終了(C)	(1)	13 (2)	(1)	2 (2)	1 (2)		1										(1)		15 (6)		
消費者庁と協議中(D)		9 (1)		2 (1)	1		1										(1)		11 (3)		
審議会等において審議中(E)	1	8 (3)	(1)	13 (4)	12 (4)		1		(35)	(35)			(2)				9 (1)	1	32 (45)		
審議会等の準備中(F)	1	18 (9)	7 (3)	8 (3)	7 (3)			1	4 (2)	4 (2)							2		33 (14)		
その他(G)		(2)	(1)	(8)		(7)		(1)			1			(2)			1	(2)	2 (14)		
計		6 (2)	7 (8)	33 (24)	21 (10)	8 (12)	3	1 (2)	4 (37)	4 (37)	1	(2)	3	(4)	8	(2)	(2)	12 (5)	1 (4)	122 (123)	

- ・ 上段：平成24年10月1日から平成25年3月31日の間に、リスク管理機関に対して評価結果の通知を行った品目の状況 (平成25年9月30日現在)
- ・ 下段()：前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目。(外数)

資料3の参考資料

評価分野別施策実施状況一覧表（各品目の措置状況の動き）

《品目 計》

（平成25年9月30日現在）

状況	分野	計				
		前回調査の 品目数	(1) 新規 品目数	(2) 移行した 品目数	(3) 移行してきた 品目数	(4) 今回調査の 品目数
リスク管理措置を講じたもの(A)			29		33	62
一部措置済み(A')						5
審議会等から答申(B)		17	0	-15	1	3
消費者庁との協議を終了(C)		10	15	-6	2	21
消費者庁と協議中(D)		3	11	-3	3	14
審議会等において審議中(E)		49	32	-6	1	76
審議会等の準備中(F)		20	33	-6	0	47
その他(G)		19	2	-4	0	17
計		118	122	-40	40	245

《品目別内訳》

分野	添加物					農薬					動物用医薬品					化学物質・汚染物質				
	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数
リスク管理措置を講じたもの(A)		4		1	5		6		24	30		8		4	12					0
一部措置済み(A')					0	0				0	1				1	0				0
審議会等から答申(B)	0				0	14	-13	1	2	2		-1		1	0					0
消費者庁との協議を終了(C)				1	1	7	13	-6	1	15	2	2			4	0				0
消費者庁と協議中(D)	0				0	3	9	-3	1	10	0	2		1	3	0				0
審議会等において審議中(E)	0	1	-1		0	5	8	-3	1	11	5	13	-1		17	35				35
審議会等の準備中(F)	1	1	-1		1	12	18	-3		27	4	8	-1		11	2	4			6
その他(G)	1				1	2				2	10		-2		8	0				0
計	0	6	-2	2	8	43	54	-28	28	97	24	33	-5	5	57	37	4	0	0	41

分野	かび毒・自然毒					新開発食品					肥料・飼料等					容器・器具				
	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数
リスク管理措置を講じたもの(A)					0				2	2				2	2					0
一部措置済み(A')	0				0	0				0	0				0	0				0
審議会等から答申(B)	0				0	1		-1		0	0				0	0				0
消費者庁との協議を終了(C)	0				0	0				0	1				1	0				0
消費者庁と協議中(D)	0				0	0				0	0			1	1	0				0
審議会等において審議中(E)	2				2	1		-1		0	1	9			10	0				0
審議会等の準備中(F)	0				0	0				0	1	2	-1		2	0				0
その他(G)	2				2	0				0	2	1	-2		1	0	1			1
計	4	0	0	0	4	2	0	-2	2	2	5	12	-3	3	17	0	1	0	0	1

分野	微生物・ウイルス					プリオン					遺伝子組換え					その他				
	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数	前回調査の品目数	(1)新規品目数	(2)移行した品目数	(3)移行してきた品目数	(4)今回調査の品目数
リスク管理措置を講じたもの(A)					0		3			3		8			8					0
一部措置済み(A')	2				2	0				0					0	2				2
審議会等から答申(B)	0				0	0				0					0	0				0
消費者庁との協議を終了(C)	0				0	0				0					0	0				0
消費者庁と協議中(D)	0				0	0				0					0	0				0
審議会等において審議中(E)	0				0	0				0					0	0	1			1
審議会等の準備中(F)	0				0	0				0					0	0				0
その他(G)	0				0	0				0					0	2				2
計	2	0	0	0	2	0	3	0	0	3	0	8	0	0	8	4	1	0	0	5

過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目の増減

(調査品目数)

区分 状況	農業				動物用医薬品				肥料・飼料等				化学物質・汚染物質				かび毒・自然毒				その他				③今回の調査での滞留品目数 計
	前回調査の滞留品目数	①進捗した品目数(減少数)	②新たな滞留品目数(増加数)	③今回の調査での滞留品目数																					
審議会等から 答申(B)					1			1																1	
消費者庁との 協議を終了 (C)			1	1	2			2	1			1												4	
消費者庁と協 議中(D)																									
審議会等にお いて審議中 (E)	1		1	2	4			4	1			1	30			30	2			2				39	
審議会等の準 備中(F)	7	-1 (F→D)	3	9	3			3							2	2								14	
その他 (G)	2			2	10	-2 (G→A)		8									2			2		2	2	14	
計	10	-1	5	14	20	-2		18	2			2	30		2	32	4			4		2	2	72	

(平成25年9月30日現在)

注:上段:品目数
下段:移行内容

講じられたリスク管理措置の内容

今回の調査対象品目のうち、平成 25 年 4 月 1 日から 25 年 9 月 30 日の間にリスク管理措置が講じられたもの及びその内容は以下のとおりであり、全て評価結果に基づいた管理措置であった。

1 添加物

今回新たに調査対象となった 6 品目及び前回の調査で管理措置が講じられていなかった 2 品目のうち、5 品目は食品衛生法に基づいて管理措置が講じられた。

※品目名に続く（ ）等は、評価結果の通知年月

○ 食品の規格基準（成分規格）を改正〔1 品目〕

（評価結果概略）

食安法第 11 条第 1 項第 2 号に該当

- ・ 5-メチルキノキサリン（平成 24 年 10 月）

○ 添加物として指定（成分規格を設定）〔2 品目〕

（評価結果概略）

添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない

- ・ 乳酸カリウム（平成 25 年 1 月）
- ・ 硫酸カリウム（平成 25 年 1 月）

○ 添加物として指定（成分規格及び使用基準を設定）〔2 品目〕

（評価結果概略）

食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考える。

- ・ 3-エチルピリジン（平成 25 年 2 月）

（評価結果概略）

一日摂取許容量（ADI）を設定添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない

- ・ プリメタニル（平成 24 年 6 月）

2 農薬

今回新たに調査対象となった54品目及び前回の調査で管理措置が講じられていなかった43品目のうち、30品目は食品衛生法に基づいて具体的な管理措置が講じられていた。

○ 食品の規格基準（残留基準）を改正〔29品目〕

食品安全委員会が設定した一日摂取許容量（ADI）と、薬事・食品衛生審議会にて試算された各品目に係る残留基準設定後の摂取量^{*}の比は、以下のとおり。

（摂取量^{*}：理論最大摂取量（TMDI）又は推定摂取量（EDI））

※品目名に続く（ ）等は、評価結果の通知年月

・ フルオピラム	（平成24年10月）	17.3%～65.2%	（TMDI）
・ イプフェンカルバゾン	（平成24年10月）	19.5%～42.2%	（TMDI）
・ フロニカミド	（平成24年10月）	17.9%～40.9%	（EDI）
・ ベンチアバリカルブイソプロピル	（平成24年10月）	3.1%～7.1%	（TMDI）
・ シメコナゾール	（平成24年11月）	22.9%～52.8%	（TMDI）
・ スピロジクロフェン	（平成24年4月）	26.1%～72.2%	（EDI）
・ プロスルホカルブ	（平成24年5月）	3.9%～9.3%	（TMDI）
・ ペンチオピラド	（平成24年5月）	9.2%～22.6%	（TMDI）
・ ミルベメクテン	（平成24年5月）	4.0%～12.7%	（TMDI）
・ クロマフェノジド	（平成24年5月）	3.7%～7.7%	（TMDI）
・ スピロメシフェン	（平成24年6月）	29.5%～78.1%	（TMDI）
・ ピリメタニル	（平成24年6月）	8.2%～27.4%	（TMDI）
・ フェンピラザミン	（平成24年6月）	2.6%～8.0%	（TMDI）
・ アミスルブロム	（平成24年6月）	20.4%～42.1%	（TMDI）
・ サフルフェナシル	（平成24年6月）	12.9%～27.8%	（TMDI）
・ シアゾファミド	（平成24年6月）	9.7%～23.3%	（TMDI）
・ ペンディメタリン	（平成24年8月）	2.1%～4.7%	（TMDI）
・ エタボキサム	（平成24年9月）	3.3%～11.0%	（TMDI）
・ フェントエート	（平成23年10月）	14.8%～40.6%	（TMDI）
・ トリフルラリン	（平成24年1月）	11.9%～26.6%	（TMDI）
・ メタフルミゾン	（平成24年2月）	16.2%～29.8%	（TMDI）
・ ノバルロン	（平成24年2月）	28.4%～73.3%	（EDI）
・ フェリムゾン	（平成24年2月）	30.9%～72.2%	（TMDI）
・ クレソキシムメチル	（平成24年3月）	7.0%～21.4%	（TMDI）
・ シフルメトフェン	（平成24年3月）	17.7%～59.1%	（TMDI）

・ フェンブコナゾール	(平成 24 年 3 月)	11.3%~30.6%	(TMDI)
・ アラクロール	(平成 23 年 8 月)	2.6%~6.5%	(TMDI)
・ ノルフルラゾン	(平成 22 年 9 月)	6.0%~17.5%	(TMDI)
・ 塩酸ホルメタネート	(平成 22 年 1 月)	16.7%~62.8%	(EDI)

○ 食品の規格基準（検査部位）を改正〔1品目〕

※品目名に続く（ ）は、評価結果の通知年月

（評価結果概略）

カカオ豆の検査部位を「外皮を含むもの」から「外皮を含まないもの」と変更することにより、人の健康に悪影響を及ぼすおそれは認められない

- ・ イミダクロプリド (平成 24 年 10 月)

3 動物用医薬品

今回新たに調査対象となった6品目及び前回の調査で具体的な管理措置が講じられていなかった32品目のうち、14品目は具体的な管理措置が講じられていた。

※品目名に続く（ ）は、評価結果の通知年月

○ 食品衛生法の食品規格（残留基準）を設定しないこととされたもの〔2品目〕

（評価結果概略）

適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる

- ・ マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン (マイコプラズマ・ハイオニューモニエ J株19022-001 不活化菌) (平成 25 年 3 月)
- ・ マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン (マイコプラズマ・ハイオニューモニエ P-5722-3 株) (平成 25 年 3 月)

○ 薬事法第14条第1項に基づく製造販売が承認されたもの〔2品目〕

（評価結果概略）

適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる

- マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(エムパック) (平成 25 年 3 月)
 - マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンド MH-One FDAH) (平成 25 年 3 月)
- 食品衛生法の規格基準を改正し、食品中の残留基準が設定されたもの〔2 品目〕

食品安全委員会が設定した一日摂取許容量 (ADI) と、薬事・食品衛生審議会において試算された各品目に係る残留基準設定後の摂取量の比は、以下のとおり。

- アセトアミノフェン (平成 23 年 11 月) 1.4%~3.0% (TMDI)
 - フルニキシシ (平成 24 年 2 月) 3.1%~10.9% (TMDI)
- 農林水産大臣から申請者に対し、再審査結果(薬事法第 14 条第 2 項各号のいずれにも該当しないこと)が通知されたもの〔5 品目〕

(評価結果概略)

適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる

- 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバック PRRS 生ワクチン) (平成 24 年 11 月)
- 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(“京都微研, ポールセーバーIB) (平成 24 年 11 月)
- 孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤(パイセス) (平成 25 年 2 月)
- マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NBI)) (平成 25 年 2 月)
- リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同 10%、同 20%) (平成 24 年 9 月) ^{注1}

注1 リスク管理措置が平成 24 年 10 月に講じられていた旨、追加で報告があったもの。

4 プリオン

今回新たに調査対象となった3項目について、管理措置が講じられていた。

○ 検査対象月齢の引き上げ（20ヶ月齢超から30ヶ月齢超）及び輸入措置の見直し

（評価結果概略）

BSE対策について、諮問内容の（1）国内措置及び（2）国境措置に記載された対策の内容に変更しても、人への健康影響は無視できる。

- ・ 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し（平成24年10月）

○ 食品、添加物等の規格基準を見直し、食品等の原材料として使用してはいけないBSEの発生国又は発生地域において飼養された牛由来の脊柱の範囲の見直し

（評価結果概略）

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当

- ・ 牛のせき柱に係る食品、添加物等の規格基準を改正することについて（平成24年11月）

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）を改正

（評価結果概略）

人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当

- ・ 牛のSRMから除外される脊柱の飼料利用について（平成25年2月）

5 遺伝子組換え食品等

今回新たに調査対象となった6品目全てに対して、管理措置が講じられていた。
※品目名に続く（ ）は、評価結果の通知年月

〈遺伝子組換え食品〉

- 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」に基づき、安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたもの〔6品目〕

(評価結果概略)

ヒトの健康を損なうおそれはないと判断

- ・ イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品) (平成24年10月)
- ・ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統(食品) (平成25年1月)

(評価結果概略)

改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断

- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR612 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した5品種を除く。) (平成24年12月)
- ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統並びにアシルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した11品種を除く。) (平成25年1月)
- ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統並びにアシルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した7品種を除く。) (平成25年1月)

- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した 22 品種は除く。)
- (平成 25 年 3 月)

〈遺伝子組換え飼料〉

- 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」に基づく「組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性審査の процедуруを定める件」に基づき、安全性審査の procedure を経た旨の公表がなされたもの〔2 品目〕

(評価結果概略)

改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断

- ・ イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(飼料) (平成 24 年 10 月)
- ・ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統(飼料) (平成 25 年 2 月)

6 肥料・飼料等

今回新たに調査対象となった 1 2 品目及び前回の調査で管理措置が講じられていなかった 5 品目のうち、2 品目は管理措置が講じられていた。

※品目名に続く () は、評価結果の通知年月

- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正〔2 品目〕

(評価結果概略)

飼料添加物の賦形物質として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものとする。

- ・ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正 (平成 24 年 4 月)

※評価結果通知は飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質等に係る規定の改正(リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムを除く)及び同(リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム))に分けて行われている。

7 新開発食品

前回の調査で管理措置が講じられていなかった2品目について、管理措置が講じられていた。 ※品目名に続く（ ）は、評価結果の通知年月

○ 特定保健用食品の表示許可を行ったもの〔2品目〕

(評価結果概略)

提出された資料の範囲においては安全性に問題がないと判断

- ・ 大人ダカラ (平成24年3月)
- ・ まめちから 大豆ペプチドしょうゆ (平成24年3月)

参考資料3

調査時点※までの1年間※※にリスク管理措置の検討に進捗が見られないもの
(平成24年9月30日以前に評価結果を通知した品目)

(※平成25年9月30日)(※※平成24年10月1日～平成25年9月30日)

・網掛け品目は、以下のいずれにも該当する品目 (重点的確認事項等参照)
(ア)「現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっている」③
「△」現状より厳しいリスク管理措置を求めているかどうかを確認できないもの
(イ)「暴露状況に関して不確実な要素がある」

→ このうち、評価結果通知後3年超の品目(遺伝毒性・発がん物質等は1年超の品目)はヒアリング実施。

・「⑤」欄 (摂取量調査結果の記述)
厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」及び「平成21年度～22年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」(平成25年4月公表)による

(1) 農薬

①品目	ポジティブリスト関連(暫定基準)	②評価結果通知年月	③現状より厳しい管理措置を求める評価結果となっている(ADI等を比較)	曝露状況		ヒアリング実施
				④国内登録	⑤検出された農薬等の推計(対ADI%)	
クロルピリホス	○	平成19年3月 平成22年11月 平成23年6月	○	○	4.97 (H22)	【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
フルリドン (今回追加)	○	平成19年8月	○ cRfD		不検出	
メタミドホス	○	平成20年5月			2.50 (H18)	
ベンダイオカルブ	○	平成21年8月	○	失効(平成14年4月)	0.92 (H22)	
キザロホップエチル	○	平成21年10月		○	不検出	
アセフェート	○	平成22年7月		○	3.36、1.59 (H21、22)	
アセタミプリド		平成23年6月		○	0.10、0.08 (H21、H22)	
MCPA	○	平成23年6月		○	不検出	
ホスメット (今回追加)	○	平成24年5月			不検出	
エトフメセート (今回追加)	○	平成24年5月			不検出	
シプロジニル (今回追加)	○	平成24年9月		○	不検出	

※二重線より上は、評価結果通知後3年以上経過したもの。

※品目数のカウントは、クロルピリホス3品目、ホスメット2品目(食品及び飼料中の残留基準)とカウント。

(2) 動物用医薬品

①品目	ポジティブ リスト 関連 (暫定基準)	②評価結果 通知年月	③現状より厳 しい管理措置 を求める評価 結果となっ ている(ADI等 を比較)	曝露状況		ヒアリング 実施
				④国内 登録	⑤検出された 農薬等の 推計 (対ADI比)	
カナマイシン	○	平成19年5月	△	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
フロルフェニコール	○	平成19年8月		○	不検出	
プロチゾラム	○	平成20年3月	△	○	不検出	【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
クレンブテロール	○	平成21年6月		○	不検出	
オラキンドックス		平成21年10月	○		不検出	
ピペラジン	○	平成21年10月		○		
フルベンダゾール	○	平成22年1月		○	不検出	【第18回】 H25.11
レバミゾール	○	平成22年3月		○	不検出	【第18回】 H25.11
クロルスロン	○	平成22年7月	○			【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
アビラマイシン	○	平成23年6月		○	0.27 (H19)	
アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシン10%)		平成23年11月		○		

※二重線より上は、評価結果通知後3年以上経過したもの。

- ・以下の品目は、ADI設定は終了しているが、薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討することとされており、当該評価が終了次第、リスク管理措置が行われることとなっている品目

①品目	ポジティブリスト関連 (暫定基準)	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい管理措置を 求める評価結果となっ ている(ADI等を比較)	曝露状況		ヒアリング 実施
				④国内 登録	検出された 農薬等の 推計	
オフロキサシンを有効成分とする 鶏の飲水添加剤(オキサリジン 液)		平成17年11月		○	不検出 (オフロキサ シン:H21)	
セフチオフルを有効成分とする牛 及び豚の注射剤(エクセル注)		平成19年1月		○		
フロルフェニコールを有効成分と する牛の注射剤(ニューフロー ル)		平成19年8月		○	不検出 (フロルフェ ニコール:H21)	
チアンフェニコールを有効成分と する牛及び豚の注射剤(ネオマイ ゾン注射液及びバジット注射液)		平成19年10月		○	不検出 (チアンフェ ニコール:H21)	
硫酸セフキノムを有効成分とする 牛の注射剤(コバクタン/セファ ガード)		平成20年12月		○		
セフチオフルを有効成分とする牛 及び豚の注射液(エクセル注)		平成22年2月		○		
ホスホマイシンナトリウムを有効 成分とする牛の注射剤(動物用ホ スミンS (静注用))		平成22年4月		○		

※二重線より上は、評価結果通知後3年以上経過したもの。

(3) 肥料・飼料等(飼料添加物)

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい 管理措置を求め る評価結果となっ ても(ADI等を 比較)	曝露状況		ヒアリン グ実施
			④国内 登録	⑤検出された 農薬等の 推計 (対ADI比)	
オラキンドックス 【動物用医薬品の再掲】	平成21年10月	○		不検出	
アビラマイシン 【動物用医薬品の再掲】	平成23年6月		○		

※二重線より上は、評価結果通知後3年以上経過したもの。

(4) 化学物質・汚染物質

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳 しい管理措置 を求める評価 結果となっ ている (ADI等を 比較)	曝露状況	ヒアリング 実施
塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	平成19年3月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
抱水クロラール(清涼飲料水)	平成19年3月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	平成19年3月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
塩素酸(清涼飲料水)	平成19年3月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	平成19年3月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	平成19年3月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	平成19年3月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
四塩化炭素(清涼飲料水)	平成19年3月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	平成20年4月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
1,1,2-トリクロロエタン(清涼飲料水)	平成20年4月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
亜塩素酸(清涼飲料水)	平成20年6月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
二酸化塩素(清涼飲料水)	平成20年6月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
カドミウム(清涼飲料水)	平成20年9月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
メチル-tert-ブチルエーテル(清涼飲料水)	平成20年4月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	平成20年4月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい管理措置 を求める評価 結果となっている (ADI等を 比較)	曝露状況	前回ヒア リング実施時 期
銅(清涼飲料水)	平成20年4月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
トルエン(清涼飲料水)	平成20年11月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	平成20年11月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
ジクロロメタン(清涼飲料水)	平成20年11月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
トリクロロエチレン(清涼飲料水)	平成20年11月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
臭素酸(清涼飲料水)	平成20年11月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	平成20年11月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
ベンゼン(清涼飲料水)	平成20年11月	○		【第15回】 H24.6 【第18回】 H25.11
総トリハロメタン(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
ブロモホルム(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
クロロホルム(清涼飲料水)	平成21年8月	○		
シアン(清涼飲料水)	平成22年10月	○		
ウラン(清涼飲料水)	平成24年1月	○		
クロロ酢酸(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年5月	○		
トリクロロ酢酸(清涼飲料水) (今回追加)	平成24年5月	○		

※二重線より上は、評価結果通知後3年以上経過したもの。

(5)かび毒・自然毒

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい管理措置を 求める評価結果となっている(ADI等を 比較)	曝露状況	ヒアリング実施
デオキシニバレノール (今回追加)	平成22年11月	△		
ニバレノール (今回追加)	平成22年11月	△		

※品目数のカウントは、デオキシレバニノール2品目、ニバレノール2品目(それぞれ厚生労働省、農林水産省)とカウント。

(6)その他

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より厳しい管理措置を 求める評価結果となっている(ADI等を 比較)	曝露状況	ヒアリング実施
食品に含まれるトランス脂肪酸 (今回追加)	平成24年3月	△		

※品目数のカウントは、2品目(厚生労働省、消費者庁)とカウント。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査 調査シート

品目一覧 【第19回(平成25年9月末現在)調査対象】

1 添加物

- ・ 5-メチルキノキサリン
- ・ 乳酸カリウム
- ・ 硫酸カリウム
- ・ アンモニウムイソバレレート
- ・ 3-エチルピリジン
- ・ 亜塩素酸ナトリウム
- ・ ピリメタニル
- ・ イソプロパノール(第2版)

2 農薬

- ・ テフルザミド
- ・ フルオピラム
- ・ イミダクロプリド
- ・ ジフェノコナゾール
- ・ ビフェナゼート(第4版)
- ・ ピラクロストロピン(第3版)
- ・ フルフェナセート
- ・ フルベンジアミド(第4版)
- ・ イプフェンカルバゾン
- ・ ジカンバ
- ・ ジカンバ
- ・ ジノテフラン(第4版)
- ・ テブコナゾール(第3版)
- ・ フロニカミド(第4版)
- ・ プロバルギット
- ・ ベンチアバリカルブイソプロピル(第4版)
- ・ オキシテトラサイクリン
- ・ イミシアホス(第2版)
- ・ クロラントラニプロール(第3版)
- ・ シメコナゾール(第4版)
- ・ ビフェントリン(第4版)
- ・ ピリダリル(第6版)
- ・ イソピラザム
- ・ ビリオフェノン
- ・ イソプロチオラン(第3版)
- ・ シアゾファミド(第7版)
- ・ ピリフルキナゾン(第2版)
- ・ ププロフェジン(第2版)

- ・ ムキシフェノジド(第4版)
- ・ アメトラジン
- ・ フェンピロキシメート
- ・ フェントエート(第2版)
- ・ フェントエート(第2版)
- ・ アルドリン及びディルドリン
- ・ アルドリン及びディルドリン(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ アゾシクロチン及びシヘキサチン
- ・ シヘキサチン
- ・ 1,3-ジクロロプロペン
- ・ 1,3-ジクロロプロペン(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ γ -BHC(リンデン)
- ・ γ -BHC(リンデン)(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ プロバクロール
- ・ モリネート
- ・ モリネート(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ アニロホス
- ・ アラクロール(第2版)
- ・ アラクロール(第2版)
- ・ シエピラフェン(第5版)
- ・ ジクロフェンチオン
- ・ バミドチオン
- ・ ビリダフェンチオン
- ・ フロニカミド(第5版)
- ・ ミルネブ
- ・ メタゾール
- ・ スピロジクロフェン
- ・ プロスルホカルブ(第2版)
- ・ ペンチオピラド(第2版)
- ・ ホスメット
- ・ ホスメット
- ・ ミルベメクテン(第2版)
- ・ クロマフェノジド(第2版)
- ・ スピロメシフェン(第4版)
- ・ エトフメセート
- ・ ピリメタニル
- ・ フェンピラザミン
- ・ アミスルプロム(第3版)
- ・ サフルフェナシル(第2版)
- ・ シアゾファミド(第6版)
- ・ スピネトラム(第3版)
- ・ ベンディメタリン(第2版)
- ・ ベンディメタリン(第2版)

- ・ボスカリド(第4版)
- ・エタボキサム
- ・シプロジニル
- ・フェントエート
- ・トリフルラリン
- ・メタフルミゾン(第2版)
- ・ノバルロン(第5版)
- ・フェリムゾン(第2版)
- ・クレソキシムメチル
- ・クロチアニジン(第4版)
- ・シフルメトフェン(第3版)
- ・フェンブコナゾール(第4版)
- ・グルホシネート(第2版)
- ・クロルピリホス(第3版)
- ・アセタミプリド(第2版)
- ・MCPA
- ・アラクロール
- ・クロルピリホス(第2版)
- ・アセフェート
- ・ノルフルラゾン
- ・キザロホップエチル
- ・塩酸ホルメタネート
- ・ベンダイオカルブ
- ・メタミドホス
- ・フルリドン
- ・クロルピリホス

3 動物用医薬品

- ・アスパラギン(対象外物質)
- ・アラニン(対象外物質)
- ・アルギニン(対象外物質)
- ・グリシン(対象外物質)
- ・グルタミン(対象外物質)
- ・セリン(対象外物質)
- ・チロシン(対象外物質)
- ・バリン(対象外物質)
- ・ヒスチジン(対象外物質)
- ・メチオニン(対象外物質)
- ・ロイシン(対象外物質)
- ・アザペロン
- ・ジノテフラン(第4版)
- ・オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン
- ・ドキシサイクリン
- 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバックPRRS生ワクチン)(第2版)

- ・鶏伝染性気管支炎生ワクチン("京都微研。ポールセーバーIB)(第2版)
- ・インプロチオラン(第3版)
- ・ナラシン
- ・リンコマイシン
- ・孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤(バイセス)(第3版)
- ・ジルパテロール
- ・エリスロマイシン
- ・セファゾリン
- マイコプラズマ・シロピエ感染症凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NBI))(第2版)
- ・モネンシン
- ・ダノフロキサシン
- マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ J株19022-001 不活化菌)
- マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(エムバック)
- マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ P-5722-3 株)
- マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンドMH-One FDAH)
- ・トリクラベンダゾール
- ・アクロミド
- ・タイロシン
- リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンブレミックス「A」2%、同10%、同20%)
- ・アセトアミノフェン
- アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシシ10%)
- ・フルニキシシ
- ・アピラマイシン
- ・クロルスロン
- ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))
- ・オラキンドックス
- ・ピベラジン
- ・フルベンダゾール
- セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル注)(第2版)
- ・レバミゾール
- ・クレンブテロール
- ・硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)

- ・塩酸ピルマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)
- ・チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイソン注射液及びバジット注射液)
- ・プロチゾラム
- ・フロルフェニコール
- ・フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)
- ・カナマイシン
- ・セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注)
- ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%IV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)
- ・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)

4 化学物質・汚染物質

- ・セレン(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・バリウム(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・硝酸性窒素・亜硝酸性窒素(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・ふっ素(清涼飲料水の規格基準の改正)
- ・クロロ酢酸(清涼飲料水)
- ・トリクロロ酢酸(清涼飲料水)
- ・水銀(清涼飲料水)
- ・ニッケル(清涼飲料水)
- ・ほう素(清涼飲料水)
- ・アンチモン(清涼飲料水)
- ・マンガン(清涼飲料水)
- ・ウラン(清涼飲料水)
- ・シアン(清涼飲料水)
- ・クロホルム(清涼飲料水)
- ・プロモジクロロメタン(清涼飲料水)
- ・ジプロモクロロメタン(清涼飲料水)
- ・プロモホルム(清涼飲料水)
- ・総トリハロメタン(清涼飲料水)
- ・ベンゼン(清涼飲料水)
- ・1, 2-ジクロロエタン(清涼飲料水)
- ・臭素酸(清涼飲料水)
- ・トリクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・ジクロロメタン(清涼飲料水)
- ・テトラクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・トルエン(清涼飲料水)
- ・銅(清涼飲料水)
- ・ホルムアルデヒド(清涼飲料水)
- ・メチルtertブチルエーテル(清涼飲料水)
- ・1, 1, 1-トリクロロエタン(清涼飲料水)
- ・1, 1, 2-トリクロロエタン(清涼飲料水)
- ・亜塩素酸(清涼飲料水)
- ・二酸化塩素(清涼飲料水)

- ・カドミウム(清涼飲料水)
- ・四塩化炭素(清涼飲料水)
- ・1, 4-ジオキサン(清涼飲料水)
- ・1, 1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)
- ・塩素酸(清涼飲料水)
- ・ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)
- ・抱水クロラール(清涼飲料水)
- ・塩素(残留塩素)(清涼飲料水)

5 器具・容器包装

フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)

6 微生物・ウイルス

- ・鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリの食品健康影響評価(厚生労働省)
- ・鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリの食品健康影響評価(農林水産省)

7 プリオン

- ・牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し
- ・牛のせき柱に係る食品、添加物等の規格基準を改正することについて
- ・牛のSRMから除外される脊柱の飼料利用について【飼料】

8 かび毒・自然毒

- ・デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について(厚生労働省)
- ・デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について(農林水産省)
- ・ニバレノールに係る食品健康影響評価について(厚生労働省)
- ・ニバレノールに係る食品健康影響評価について(農林水産省)

9 遺伝子組換え食品等

- ・イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズBPS-CV127-9(食品)
- ・イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズBPS-CV127-9(飼料)
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR612系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した5品種を除く。)

・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統並びにアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した11品種は除く。）

・ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統（食品）

・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統並びにアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した7品種は除く。）

・ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統（飼料）

・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した22品種は除く。）

10 新開発食品

- ・ 大人ダカラ
- ・ まめちから 大豆ペプチドしょうゆ

11 肥料・飼料等

- ・ アスパラギン(対象外物質)
- ・ アラニン(対象外物質)
- ・ アルギニン(対象外物質)
- ・ グリシン(対象外物質)
- ・ グルタミン(対象外物質)
- ・ チロシン(対象外物質)
- ・ バリン(対象外物質)
- ・ メチオニン(対象外物質)
- ・ オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン
- ・ ナラシン
- ・ 普通肥料の公定規格の改正について
- ・ モネンシン

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質等に係る規定の改正(リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムを除く))

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質等に係る規定の改正(リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム))(第2版)

- ・ タイロシン
- ・ アピラマイシン
- ・ オラキンドックス

12 その他

- ・ 生食用鮮魚介類等の製造・加工時に亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認めること
- ・ こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸(厚生労働省)
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸(農林水産省)
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸(消費者庁)